

| | | | |
|-------|---|------------|-------------------|
| 産品名 | テキーラ | HS番号 | 第2208.90号(HS2002) |
| 協定名 | 日メキシコ協定 | 原産地証明手続の種類 | 原産地証明書 |
| 条文等 | 協定第39条のA、第40条 統一規則附属書2-B | | |
| 不備の概要 | 輸入者は、日メキシコ協定に規定する原産地証明書を提出し、テキーラの輸入申告を行った。統一規則附属書2-Bに掲げられた産品であるテキーラは、原産地証明書の第6欄(品名欄)に統一規則附属書2-Bの記述のとおり、「Tequila(genuine)」の表記である必要があるところ、(genuine)が脱落していた。 | | |

《留意点》

- ・日メキシコ協定統一規則附属書2-Bに「具体的に記述する産品(Specifically Described Goods)」として定める原産品については、**原産地証明書の提出が必要**です。
- ・また、**原産地証明書の第6欄(品名欄)には統一規則附属書2-Bの記述のとおり記載が必要**です。(※記載の相違又は脱落がある場合には、原産地調査官等に相談してください。)
- ・なお、認定輸出者制度を利用した原産地申告の場合であっても、原産地証明書の提出が必要であることにご注意ください。

※日メキシコ経済連携協定を利用する際にはこちらの資料をご参照ください。

[「認定輸出者自己証明制度をご利用の皆さまへ\(必ずご確認ください\)」](#)